

前橋市からのお知らせ

産業廃棄物処理業の許可事業者の方へ

平成21年4月1日から前橋市は中核市になり、産業廃棄物に係る事務を取り扱います。

現在、群馬県の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業・処分業許可を受けている事業者の方は4月1日から前橋市の許可を受けているものとみなされます。このみなし許可の移行にあたり特別な手続きは必要ありませんが、更新許可申請や、申請事項を変更した時の変更届の提出が前橋市に必要になります。

また、前橋市外での収集運搬業や市外に廃棄物処理施設を設置して処分業の許可を受けている場合は、群馬県の許可も継続しますので、従来どおりの県への申請、届出が必要です。

群馬県のホームページ「群馬県産業廃棄物情報」の中核市移行情報も参考にしてください。

<http://www.gunma-sanpai.jp/>

なお、本通知の事業者の方の住所、氏名等の情報は群馬県から提供を受けました。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

前橋市役所清掃業務課 廃棄物対策準備室

（4月1日以後は廃棄物対策課になります。）

前橋市大手町二丁目12番1号

TEL (027) 898-5953